平成２２年（フ）第３３７号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原782番地65
債務者　小橋川昌男
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４１２号
埼玉県狭山市富士見１丁目18番13号　狭山シティコーポ203
債務者　菊口　秋男
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４１３号
埼玉県狭山市富士見１丁目18番13号　狭山シティコーポ203
債務者　菊口クニ子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３６号
埼玉県東松山市大字石橋1655番地１　ブリーゼ103
債務者　山口　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２５１号
埼玉県東松山市大字松山2021番地７
債務者　城田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７５号
岐阜県多治見市京町１丁目153番地　フォーブル京町102
債務者　渡邊　勝利
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７８号
岐阜県多治見市滝呂町14丁目155番地の119
債務者　吉田　立秋
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８３号
岐阜県多治見市幸町６丁目３番地の２　マーブル幸ケ丘Ｃ－２、従前の住所岐阜県瑞浪市学園台１丁目８番地の３
債務者　田口　雄二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８６号
岐阜県恵那市明智町402番地９
債務者　小澤　正光
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９１号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ1614、従前の住所愛知県小牧市大字北外山1641番地　マイタウン102号
債務者　水野　仁志
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８１号
静岡県伊豆の国市南條1552番地　チトセハイツ101号
債務者　森岡　正子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
静岡県沼津市西添町20番地の６　ガーデンコート西添Ｂ―202号
債務者　水木　由美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
京都府福知山市夜久野町額田1361番地
債務者　西垣　直美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１８６９号
堺市北区新金岡町５丁６番128号、前住所大阪府岸和田市尾生町910番地の14
債務者　安達建業こと安達建設こと　安達　淳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目15番地19、住民票上の住所大阪府大阪狭山市半田２丁目329番地の１　706号
債務者　サンケイ・エス・ティこと　川本健太郎
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―125号
債務者　高野　　真
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
大阪府富田林市若松町４丁目22番14号
債務者　宇治　武志
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係